

大分大学医学部附属医学教育センター運営委員会細則

平成21年12月10日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属医学教育センター規程（平成17年医学部規程第3-5号）第8条第2項の規定に基づき、大分大学医学部附属医学教育センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、大分大学医学部附属医学教育センター（以下「センター」という。）の業務に関する事項について審議し、センターの円滑な管理・運営及び医学部教育の支援に資することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 医学教育カリキュラムのあり方とその改善に関する事項
- (2) 看護学教育カリキュラムのあり方とその改善に関する事項
- (3) 医療科学教育カリキュラムのあり方とその改善に関する事項
- (4) 共用試験（OSCE・CBT）の実施方法とその実施に関する事項
- (5) クリニカル・クラークシップのあり方とその実施に関する事項
- (6) チュートリアル教育のあり方とその実施に関する事項
- (7) 授業評価のあり方とその実施に関する事項
- (8) 入学者選抜方法のあり方とその改善に関する事項
- (9) 教育に関するFD（ファカルティ・ディベロップメント）の企画とその実施に関する事項
- (10) その他センターの目的達成に関する事項

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センターの主担当の教員
- (3) 教養教育部会長
- (4) 基礎医学部会長
- (5) 臨床医学部会長
- (6) 看護教育部会長
- (7) 医療科学教育部会長
- (8) OSCE専門部会長
- (9) CBT専門部会長

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員に事故があるときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理の者を出席させることができる。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医学・病院事務部学務課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (平成21年医学部細則第3-5号)

- 1 この細則は、平成21年12月10日から施行する。
- 2 大分大学医学部附属医学教育センター運営委員会規程(平成17年医学部規程3-6号)は廃止する。

附 則 (平成24年医学部細則第3-8号)

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年医学部細則第1-1号)

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年医学部細則第3-6号)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。